



詐欺罪①

—詐欺罪の基本構造—

穴沢 大輔 Anazawa Daisuke 明治学院大学法学部消費情報環境法学科教授
専門は刑法、中でも主に財産犯罪・経済犯罪を研究。「入門経済刑法」(共著)など執筆。
消費生活アドバイザー。東京都医学総合研究所人対象研究倫理審査委員会外部委員

警察庁によれば、2022年の特殊詐欺の合計被害額は370億8000万円余とされており、被害は後を絶ちません*1。特殊詐欺では、高齢者が狙われており、報道などを通じて常に注意喚起がなされているのが現状です。今回は、どうすれば詐欺罪により処罰できるのか、考えてみましょう。前回の講座を踏まえすと、問題とされる行為が詐欺罪(刑法246条)の条文に該当し、それが故意に行われれば処罰されるのが基本です。まずは条文構造を確認しましょう。

詐欺罪の条文構造の確認

刑法246条1項は「人を欺いて財物を交付させた者」を処罰します。非常に簡単な表現のようにみえますが、

- ① 欺く行為(欺罔^{きもう}行為) → ② 錯誤の発生 →
③ 財物の交付 → ④ 財物の移転・取得

という4つの要素がつながる必要があるとされます。この構造自体をご存じの人もいますが、具体的な事案の中でどうとらえたらよいか、については意外に難しいのかもしれません。次の特殊詐欺に分類される事例から考えてみましょう(高齢被害者Aを想像してください)。

詐欺未遂罪となる事例

事例1 Xは、Aをして、情報料を支払えばロト6に必ず当たる特別抽選に参加できる旨を誤信させ、現金をだまし取ろうとしたが、警察官に相談したAが嘘を見破り、現金が入っていない箱を発送したため、その目的を遂げなかった。

Xは、①をしましたが、結局のところ、見破ら

れて金銭を得られていません(Aに②があったかもしれませんが)。このように、③や④に向けた行為があってもそれに至らない場合には、詐欺「未遂」罪(詐欺の実行に着手した[刑法43条参照])と評価されますので、Xは処罰されます。

詐欺罪でなく窃盗罪となる事例

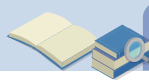
事例2 Xは、Aに電話をかけ、キャッシュカード(以下、カード)を封筒に入れて保管することが必要であり、これから訪れる者(X)が作業を行う旨を信じさせた。その後、A宅を訪れたXは、封筒に割り印をするための印鑑をAに取りに行かせた際に、カード入りの封筒と偽封筒とをすり替えてカードを奪った。

Xは①と②に成功しており、この意味では、**事例1**と同じように詐欺未遂といえなくもありません。しかし、③財物であるカードがAにより交付されたのか、といえ、そうではなく、X自身がすり替えて、持ち去っています。この場合には、Xが「窃取した」と評価されて、窃盗罪(刑法235条)が適用されます(法定刑は、拘禁刑については10年以下で詐欺罪と同じ)。

現金の交付を求めずとも詐欺罪の成立が認められた事例

事例3 Xは、複数回にわたり、A方に電話をかけ、「昨日、駅の所で、不審な男を捕まえたんですが、その犯人がAの名前を言っています」「昨日、詐欺の被害に遭っていないですか」「口座にはまだどのくらいの金額が残っているんですか」「銀行に今すぐ行って全部下ろしたほうがいいですよ」「前日の100万円を取り返すので協力してほしい」「僕、向かいますから」「2時前には到着できるよう僕のほうで態勢整えますので」などと嘘を言い、Aを、電話の相手が警察官であり、その指示に従う必要がある旨誤信させた。Aは預金口座から預金を払い戻す際、銀行員から指摘され、嘘に気がつき、警察に通報した。

*1 警察庁ウェブサイト <https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/index.html>



読んでお分かりのように、事例3の被害者Aは前日にも被害に遭っています。おそらく「それと知りながらAにさらにこうした行為をするとは許されない、悪質な詐欺だ」と感じられた人が多いのではないのでしょうか。ただ、ここでも事例1と同様に、③と④はなされておらず、Xは金銭の交付を受けていないのです。

それも前提に、最高裁は、類似の事案で、「嘘を一連のものとして被害者に対して述べた段階において、被害者に現金の交付を求める文言を述べていないとしても、詐欺罪の実行の着手があった」として、詐欺未遂罪としています(最高裁平成30年3月22日判決。なお、前日のXの詐取行為は詐欺既遂とされ、2回の「悪質な」詐欺行為と評価されますのでご安心を)。

さて、結論はそれでよいとしても、最高裁は、なぜ、わざわざ「現金の交付を求める文言を述べていない」ことに触れたのでしょうか。この表現がなくても文章は十分に成り立ちますよね。

実は、先の条文構造を厳格に考えますと、③や④に向けた、それを実現する行為が①となりますので、①は認められないことになりそうです。これに対して、最高裁は、既にだまされていたAに嘘を真実と誤信させることはXの「求めに応じて即座に現金を交付してしまう危険性を著しく高めるもの」であるとして、「現金の交付を求める文言」がなくても、未遂の成立を認めたのです(この点には議論があります)。

財産取得に向けた 欺罔行為に当たる手口

いずれにしても、詐欺罪の条文構造を理解することで、①欺く行為それだけで処罰が判断されていないことが理解できたでしょうか。そうしますと、今度は反対に、①は、③や④へと導く重要な要素であるともいえるのです。①

が、相手方が真実を知っていれば交付をしないような重要な事実を偽ることといわれるのは、それを表現しているといえます(①の方法には、積極的な言動と単純な挙動[作為。後者の例は無銭飲食]に加え、②の状態の相手に真実を告知しないこと[不作為]も含まれる)。

消費生活相談事例には様々な取引形態がみられるため、基準を示すことは困難ですが、この観点から、架空請求は③や④に向けられる危険が高いといえます(警察庁ウェブサイトでも「払ったほうが良いと思い込まされてしまう」と表現されている*2)。また、恋愛感情に付け込むいわゆるロマンス詐欺*3行為者が逮捕されるのも、金銭の支払に向けられた①と評価される実態があるからです。さらに、大企業の社員でないのにそうであると偽ったうえで、社債などが販売されていないのに販売されているかのように装うことで現金を交付させる、いわゆる「買え買え詐欺*4」もこれに当たるでしょう。

詐欺罪による処罰が 考えられるケース

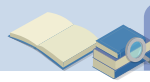
こうした①欺く行為が実行されることで詐欺未遂罪による処罰は可能といえますので、〇〇商法と呼ばれる諸事案も、以上の評価ができれば、詐欺罪による処罰は可能です。

例えば、預託商法で、「家庭用磁気治療器の業務提供誘引販売取引等に係る契約を締結して契約代金を支払えば、同契約代金の年利6%又は7.2%に相当する金銭を支払う」というジャパンライフ事件でも、仮に、これが述べられた時点で業者がまったく実現する気がないことが証明できれば、契約代金を交付したこと自体が詐欺罪に当たるでしょう。ただ、実際の起訴は、会社の「資金繰りがひっ迫しており、約定どおり顧客からの解約申入れに応じて元本を確実に返済

*2 警察庁ウェブサイト <https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/case/fictitious-billing/>

*3 国民生活センター 見守り新鮮情報「恋愛感情や親切心につけ込む「国際ロマンス詐欺」に注意」(2020年10月6日発行) <https://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen375.pdf>

*4 国民生活センター 見守り新鮮情報「大手企業の名前を悪用!買え買え詐欺に注意!」(2014年4月8日発行) <https://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen187.pdf>



し、かつ、配当金の支払を継続できる見込みがなかった」という状態になった時点からの行為が詐欺罪による処罰の対象とされています*5。問題視されているほかのレンタルオーナー契約*6でも状況は同じだと思われます。

経済的な損失が生じない事例

さて、④に向けた①が認められたとしても、④まで完成しなければ重い詐欺既遂罪として処罰はされません。例えば、他人名義のクレジットカード(以下、クレカ)をガソリンスタンドで無断使用した場合、①名義人本人がクレカ使用するように偽って②その店員に錯誤を生じさせ、③ガソリンという財物を交付させて④それが取得されますので、詐欺既遂罪が成立することになります。では、**事例4**はどうでしょうか。

事例4 Xが、A名義のクレカの使用許諾を得て、名義人Aとしてクレカを示し、ガソリンスタンドで給油を受けた。

「XはAからクレカの使用権限を得ていたし、Aが支払ってくれるのだからこれは詐欺罪にならない」と思われた人がいるかもしれません。しかし、最高裁は、「仮に、被告人が、本件クレジットカードの名義人から同カードの使用を許されており、かつ、自らの使用に係る同カードの利用代金が会員規約に従い名義人において決済されるものと誤信していたという事情があったとしても、本件詐欺罪の成立は左右されない」と判示しました(最高裁平成16年2月9日決定)。これは被告人の誤信していた事実、すなわち、名義人の使用許諾と名義人において決済されるという事実があっても、詐欺罪の成立は否定されないと解する趣旨と理解されています。要するに、**事例4**のXに詐欺罪が成立し得るのです。

これに対して、それでも「友人であろうAが支払う予定なのだから問題ない」と思われた人は詐欺罪の本質を(ここではAの)経済的な損失に見出すのかもしれませんが。結局、Aは支払に同意しており、損失は生じないからです。ただ、最高裁は、そうした損失とは一線を画して、詐欺罪の成否を判断したといえましょう。ここに、詐欺罪という犯罪の解釈論的な難しさが潜んでいるように思います。

以上の、詐欺罪の条文構造に該当することがその成立にとって重要であることを押さえながら相談に対応いただければと思います。

処罰へのアプローチ

「詐欺罪が活用されないから相談員は悩んでいる」という声を耳にすることがあります。多くの人が関与する複雑な取引関係の中で生ずることの多い財産被害に対して、公権力たる警察が踏み込みにくい、また、証明が難しいというのも理解できるところです。ただ、処罰へのアプローチは様々あり得ることもまた、確かです。詐欺罪は「個人の財産」を侵害する重要な罪として刑法典に規定されていますが、他の法律ではその立法趣旨に則^{のつ}って罰則規定が置かれていまずので、その違反による処罰が可能です。先にみた預託商法では(改正された)預託法*7による処罰が、また、情報商材トラブル*8では特定商取引法違反による処罰も予定されていますし、現に適用もされています*9。

実は、今回の**事例1～3**は、実際には加害者側が複数の事案でした。次回はその場合について解説したいと思います。

*5 東京高裁令和4年11月18日判決(ジャパンライフ事件控訴審判決)

*6 国民生活センター 見守り新鮮情報「レンタルオーナー契約によるトラブルに注意」(2016年10月26日発行)
<https://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen264.pdf>

*7 ウェブ版「国民生活」2021年12月号 特集1「預託法改正の概要」https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202112_01.pdf

*8 国民生活センター 見守り新鮮情報「簡単に高額収入を得られません『情報商材』のトラブル」(2019年2月26日発行)
<https://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen330.pdf>

*9 名古屋地裁令和3年12月2日判決